



被扶養者の 取消し手続きをお願いします

あなたの被扶養者となっている方が、次のようなケースに該当するときは被扶養者ではなくなりますので、**勤務先の共済担当課を通じて、共済組合へ手続きをしてください。**

1 就職したとき 被扶養者が就職して、勤め先の健康保険の被保険者となったとき

2 認定限度額である年収130万円(月額108,334円)以上の収入があるとき*

ここに注意! 年収が130万円未満でも**3ヵ月平均の収入が108,334円以上の場合、取消し**となります。

例1 アルバイトの収入が**3ヵ月連続**で108,334円以上になってしまったとき
→**最初に108,334円以上となった月の初日に取消し**

例2 アルバイトの収入が**3ヵ月平均**で108,334円以上になってしまったとき
→**3ヵ月平均で108,334円以上となった月の翌月初日に取消し**

※60歳以上の公的年金受給者または障害年金受給者の場合は年額180万円(月額150,000円)



3 雇用保険を受給するとき 雇用保険を受給(給付日額が3,612円以上)することになったとき

4 確定申告などにより、事業収入が増えたことがわかったとき

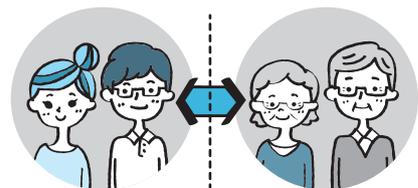
事業の年間収入額から、共済組合が必要と認める次の経費(所得税法上の必要経費として認められる経費ではありません)を控除した額を含む収入が年額130万円以上のとき

	認められる経費	認められない経費
農業所得者	<ul style="list-style-type: none"> 小作料 賃借料 農具費 諸材料費 光熱給水費 消耗品費 作業衣服費 地代家賃 苗代 肥料代 給与 修繕費 農薬費 土地改良費 	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却費 旅費 交通費 農業共済掛金 専従者給与 租税公課 通信費 運搬費
事業所得者	<ul style="list-style-type: none"> 仕入 光熱給水費 消耗品費 給与 修繕費 地代家賃 	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却費 旅費 交通費 接待交際費 広告宣伝費 専従者給与 図書新聞費 租税公課 通信費 福利厚生費 運搬費 研修費

5 年金額が増えたとき 年金額の改定等により、60歳以上の公的年金受給者または障害年金受給者の収入が**年額180万円以上**となる時

6 別居したとき

- 同居が条件の被扶養者と**別居**したとき
※組合員の配偶者(内縁関係を含む)、子、孫、兄弟姉妹、父母など、直系尊属以外の3親等内の親族は、同居していなければ被扶養者として認定できません。
- 別居後、被扶養者の**収入額を上回る仕送りがない**とき
※仕送りは毎月、銀行等の金融機関からの振込みが必要です(手渡しは不可)。



7 個人事業を始めたとき ※収入状況により認定できる場合があります。

8 その他 離婚したときや死亡したとき

※認定取消日以降に医療機関等で受診していた場合、窓口でお支払いされた以外の共済組合が負担した額は、返還していただくことになりますのでご注意ください!

ご不明な点がございましたら、勤務先の共済担当課または共済組合保健課(TEL 076-263-3367)までお問い合わせください。